

大磯小学校トイレ第1期改修工事 工事説明書

- | | |
|--------------|---|
| 1 工事監理等委託 | <p>(1) 町は、設計事務所へ建築士法（昭和25年法律第202号）に定める設計、工事監理及びその他の業務を委託している（以下「委託監理者」という）。</p> <p>(2) 町と請負人との調整、願出、申請、承認等のやりとりは、原則として委託監理者を通して行うものとする。</p> <p>(3) 工事請負金の請求書及び直接それに係るものを除き、請負人が町に提出する全ての書類は、委託監理者の承認（確認）を求め、その記名を得てから町に提出するものとする（工事請負契約書を含む。）。</p> |
| 2 本件に含まれる工事等 | <p>(1) 設計図書による工事のほか、その完成に必要な仮設（設備の切り回し）、解体、撤去、移設、加工（樹木の枝払いを含む。）、復旧等の工事、安全員の配置その他必要な業務は、全て本件に含む。</p> <p>(2) 本件に関し必要となる諸申請届出等の費用は、町が認めるものを除き、本件に含む。</p> |
| 3 別途発注工事 | <p>別途発注で「大磯町立小中学校特別教室等空調設備整備工事」が施工中のため、工程等必要な調整を本工事の請負人と別途工事の請負人とで行うこと。また、技術的なことについては、必要に応じて委託監理者と調整を行うものとする。</p> |
| 4 使用材料 | <p>工事用材料の選定に当たっては、事前に町に使用材料承認申請書を提出し、承認を得るものとする。</p> |
| 5 施工方法等の制約 | <p>(1) 請負人は、工事施工に当たっては、大磯町契約規則（昭和54年大磯町規則第23号）第63条（安全確保の義務）には、万全を期すものとする。工事区域、隣接地及び近隣の建築物、工作物、植栽等について工事に起因する振動等により損傷を与える恐れがある場合には、請負人の責任において調査実施の要否判断し、事前・事後等の調査を行うこと。また、本件に起因する損害として補修、復旧、弁償等の要求を受けたときは、全て請負人の責任と負担で速やかに適切な対応を取ること。</p> <p>(2) 工事は、施設を使用しながらの施工となるため、学校の通常の運営に支障を及ぼさない施工計画、工程計画を立てて実施しなければならない。また、学校利用者の日常動線、避難経路に留意するものとし、必要により、安全員を配置すること。なお、近隣住民の生活にも極力支障を及ぼさないよう配慮すること。</p> <p>(3) 日曜日は、原則作業は行わないものとし、祝日については別途協議する。</p> <p>(4) 施設利用者、近隣住民及びその他の関係者との本件に係わる話し合い、調整により工事期間、施工方法、仮設工事等について要求を受けたときは、町の指示により対策を取らなければならない。</p> <p>(5) 工事車両の近隣道路での駐車及び待機は、原則禁止とする。</p> |

	(6) 騒音、振動、埃、臭気等については、極力、出さないよう配慮すること。
6 埋蔵文化財等	当該敷地は、埋蔵文化財包蔵地内又は隣接であり、掘削作業を行う場合は、町所管課（生涯学習課）が中の状況を確認するため、事前に調整を行うこと。
7 発生材の処理等	(1) コンクリート塊、アスファルト塊、路盤材、廃木材は、神奈川県に指定されている処理指定工場及び再資源化指定事業者として登録されている施設で処分すること。搬出先については、事前に監督員に確認し、その他の廃材は、適切な施設で処分し、明細を提出すること。 (2) 再生資源利用計画書及び実施書・再生資源利用促進計画書及び実施書を提出すること（建設リサイクル報告様式）。
8 仮設工事等	(1) 工事用水 構内既存の施設 利用できる（有償） (2) 工事用電気 構内既存の施設 利用できる（有償）
9 国等の検査等	本件に関し、国、県、町その他関係機関等が行う検査、監査が実施される場合は、町の求めに応じ立会う。契約期間後においても同様とする。
10 工事説明会	(1) 工事説明会が開催される場合において、請負人は、町の求めに応じ必要な資料を用意して出席し、必要に応じ説明をする。また、会議の記録を作成し町に提出する。 (2) 上記に必要な費用は、会議費用を含め請負人の負担とする。
11 打合せ会議	工事の円滑な進捗を図るため、必要に応じ工事打合せ会議を開催する。
12 その他	(1) 請負人は、協力業者、物品、食料の調達及び役務の提供について、可能な限り町内業者を活用するよう努めること。 (2) 建築敷地内に設置されている境界杭等については、工事に支障となるもの以外は存置するものとし、撤去した境界杭等は工事完了後、町の座標データに基づき復元すること。また、撤去する際は、事前に町に所定の書類を提出すること。 (3) 請負人は、工事完了後、竣工図その他の竣工図書を整備し、町に提出すること。様式、体裁、提出時期は、別途指示する。
13 特記仕様書に関する付記事項	工事引渡後、1 か年点検を行う。